

法人 春日部

No.176 **11**月号

2018年(平成30年)11月5日発行



春日部市特産品の押絵羽子板



公益社団法人 春日部法人会
〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

kasukabehojinkai.jp

春日部法人会

検索



期 日：平成30年8月6日(月)午後3時～4時
場 所：春日部税務署 署長室
出 席：法人会：鯨岡会長、橋本広報委員長／税務署：鈴木署長

7月に着任された 鈴木健介新署長を訪問



春日部法人会 会長 鯨岡 文夫



春日部税務署 署長 鈴木 健介氏

法人会：本日は時間を取っていただきありがとうございます。

国税局からのご異動と伺っていますが、どのような部署だったのでしょうか。

署長：平成3年に国税局に異動になりまして、振り返ると通算17年、査察(マルサ)の仕事に関わってきました。その間、川口税務署(総務課長)、新潟税務署(副署長)、高田税務署(署長)にも勤務しました。若いころ、春日部税務署に勤務したこともあるんですよ。

法人会：春日部税務署では、どのような部署だったのですか。

署長：昭和60年7月から昭和63年6月までの3年間勤務していました。法人課税部門です。そのうちの1年は、指導担当として決算期別や新設法人説明会に従事していましたので、法人会とも関わりがありました。法人会が社団化されたところで、確か会長は狩野会長だったと記憶しています。

法人会：そのころとは地域の様子も変わっていると思いますが、30年ぶりの春日部の印象はいかがですか。

署長：当時、税務署は八木崎駅前にありました。百貨店がオープンして「ロビンソン渋滞」がありましたね。春日部駅西口駅前などは当時より元気がいい感じがします。

法人会：春日部税務署長に着任されていかがですか

署長：初代五味署長が明治42年に着任され、私はちょうど60代目になります。諸先輩が築かれてきた歴史と伝統ある税務署ですので、改めて重責を感じています。

法人会：ところでご出身はどちらですか。

署長：新潟県の三条市です。刃物や金物の町として全国に知られています。

法人会：新潟県や長野県ご出身の署長さんが多いように感じますが・・・

署長：新潟県は公務員志向が強いように思います。高校時代の部活動の先輩に税務関係に進む方が多く、私も影響されました。

法人会：どんな部活動やスポーツをされていたのですか

署長：新潟ですので若いころはもっぱらスキー。そのほかに球技は何でもやりました。高校時代は弓道部で、インターハイを目指したのですが惜しくも逃しました。今はウォーキングくらいですね。

法人会：法人会は企業経営者の団体ですが、何かアドバイスをいただけますか

署長：私の持論なのですが、企業を営む上で、税との係わり合いは永遠のものです。お付き合いいただかなければなりません。経理や税務面を担当者や税理士に任せっぱなしにすることなく、「企業のトップが自ら正しい知識、新しい情報を学ぶ」ということが、企業の発展にもつながるのではないかと思います。正に法人会の設立趣旨そのものだと思います。

法人会：法人会は税務署の協力団体として昭和27年に誕生し、5年前に公益社団法人として新たにスタートしました。自主性を持ちつつ、設立趣旨に乗っ取った

鈴木署長略歴	
平21.7	新潟税務署 副署長
平23.7	東京国税局 査察部 査察第七部門 統括国税査察官
平25.7	水戸税務署 特別国税調査官(開発担当)
平26.7	関東信越国税局 課税第二部 統括国税実査官
平27.7	高田税務署 署長
平28.7	関東信越国税局 調査査察部 査察総括第一課長
平30.7	春日部税務署 署長

お手伝いを、これからもしていきたいと思っておりますが、どのような活動を期待されるのか、お言葉をいただければと思います。

署長：法人会では、様々な研修会や講演会などを開催されています。以前勤務していた時同様、現在も12の支部があり、その活動を大切にされていると伺っています。また、先日は女性部会のファミリーコンサート(8月4日開催)に参加させていただき、パワーを感じました。法人会は、様々な業種の方が会員となっているので、お互いの交流や情報交換、更には企業経営のノウハウを共有できる素晴らしい場であると思います。経営者としてこのようなチャンスに積極的に参加されるべきではないかとも思います。役員の方には「よき経営者を目指すものの団体」の核として、地域企業の発展、社会の発展のためにご尽力をお願いします。

法人会：ご多忙の中、ご協力をいただきありがとうございます。



CONTENTS

春日部税務署定期人事異動	2~4
法人会全国大会・税制改正提言	5~7
花と緑いっぱい運動・実務セミナー	8
青年部会・女性部会・税務署との情報交換会	9~10
税の説明会・税の作文コンクール	11~12
法人会の福利厚生制度・交流ゴルフ大会・税のお知らせ	13
税務署便り／年末調整・ご相談窓口	14~16
支部自慢／幸手支部	17
支部だより	18~19
想うがまま／白岡支部・鷲宮支部	20
新入会員紹介・会員増強運動実施中	21
法人会の会員サービス	22
法人会の福利厚生制度／自社株	23
法人会の活動	24

<表紙について>

ゆかしき伝統の品 江戸押絵羽子板/かすかべ押絵羽子板市と特産品まつり

毎年12月下旬の3日間、春日部の伝統的産業をあらためて見直し、地元への愛着と誇りを再確認してもらうとともに、春日部の特産品を広くPRする「かすかべ押絵羽子板と特産品まつり」が開催されます。

春日部の押絵羽子板のルーツは、戦中から戦後にかけて浅草の押絵師たちが戦禍と雑踏から逃れ、当時、良質の桐の産地であった春日部に移り住んだことに始まります。このまつりにも、浅草寺羽子板市に出展している職人たちが登場します。同じ品はひとつとしてない「手作りの一点物」を、職人から直接購入できる機会です。

押絵とは、厚紙に布を張り、綿を入れ、立体感を持たせた物です。

近年、学校や海外からの体験のお申し込みが多数あるそうです。春日部支部女性部会でも体験教室を開催しました。



春日部税務署の定期異動

平成30年7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。(敬称略・順不同)

①前任地 ②趣味 ③好きな言葉 ④法人会へ一言(抱負等)



副署長
(個人・資産担当)
市川 道則
①川越税務署
副署長

②ドライブ、園芸
③倦まず撻まず精進する
④春日部法人会の活発な活動は、会員企業や地域経済の活性化に繋がるものと考えております。更にはオリンピックイヤーに向け春日部地区に多くの方が訪れ、より一層賑わいと共に、相乗効果による貴会及び会員の益々のご発展を祈念しております。また、給与所得者のCT申告につきましても会員の皆様のご理解と広報に対するご協力を賜りますようお願いいたします。



副署長
(総務・管理運営・徴収担当)
上野 敏和
①宇都宮税務署
総務課長

②スポーツ観戦
③人事を尽くして天命を待つ
④これまでの活発な事業活動を通じて、円滑な税務行政に広く貢献されており、これまでの貴会各支部のご理解・ご協力に感謝申し上げます。今後、益々のご発展をご祈念申し上げます。



副署長
(法人担当)
草川 友典
①名古屋国税局
総務部 総務課 課長補佐

②ドライブ
③いつも明るく元気よく
④伝統ある春日部法人会会員の皆様方とお会いする機会を得ましたこと大変光栄に感じております。法人会の活動が一層充実したものとなるよう、これまでどおり、皆様方の事業活動をできる限りサポートしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



特別国税調査官
(法人担当)
生井 義二
①栃木税務署
特別国税調査官(法人担当)
②スキー
③自然体



特別国税調査官
(法人担当)
依田 勝
①留任
②スポーツ観戦
③協調



特別国税調査官
(法人担当)
大倉 勝栄
①留任
②キャンプ、ツーリング
③常在戦場



特別国税調査官
(法人担当)
矢下 米子
①留任
②小旅行
③一所懸命



特別国税調査官
(広域事務処理担当)
神谷 一郎
①浦和税務署
法人課税第一部門上席国税調査官
②ボウリング、クラシック鑑賞
③こころと体の健康を維持する



法人課税第一部門
統括国税調査官
渡辺 哲夫

①熊谷税務署 法人課税第一部門統括国税調査官
②ランニング、映画鑑賞
③七転び八起き
④法人会は、社会貢献活動や税務行政の協力団体として、税の普及・啓発活動等幅広い活動に積極的に取り組んでおられます。皆様と信頼・協力関係を構築させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。



法人課税第二部門
統括国税調査官
長谷川由正
①春日部税務署
法人課税第六部門統括国税調査官
②家庭菜園
③一期一会



法人課税第三部門
統括国税調査官
小林 成徳
①留任
②映画鑑賞
③人間万事塞翁が馬



法人課税第四部門
統括国税調査官
田村 敦夫
①浦和税務署
法人課税第四部門統括国税調査官
②映画鑑賞
③人事を尽くして天命を待つ



法人課税第五部門
統括国税調査官
松嶋佐智恵
①鹿沼税務署
法人課税第三部門統括国税調査官
②音楽鑑賞
③笑顔



法人課税第六部門
統括国税調査官
戸前 知久
①国税庁 調査査察部
調査課 監理係長
②スポーツ観戦
③一步前進、勇往邁進



法人課税部門
連絡調整官
櫛原 恒雄
①留任
②スポーツ観戦
③誠心誠意



法人課税第一部門
上席国税調査官
(法人会担当)
伊藤 一久

①留任 ②ボウリング
③継往開来、前向き
④担当として3年目を迎えます。引き続き法人会の皆様との連絡を密にし、連携を図ってまいりますので、よろしくお願いたします。また、e-Taxの普及や消費税の軽減税率制度の周知等の各種施策に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。

第35回 法人会全国大会 鳥取大会

平成30年10月11日(木) とりぎん文化会館

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景に緩やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言いがたい。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩擦に発展しており、わが国にとっても看過できないリスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税率引き上げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳入・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日
全国法人会総連合全国大会



法人会の全国大会は、「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層の連携を深めることを目的に毎年開催されています。

35回目となる今年度は、とりぎん文化会館(鳥取県鳥取市)を会場に、藤井国税庁長官、平井鳥取県知事を始め多くの来賓をお招きして開催され、全国から1600名の企業経営者が集結しました。当会からは鯨岡会長、弓本税制委員長が参加しました。

記念講演では、地元を代表する企業である(株)大山どり代表取締役島原道範氏が、「大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦～」をテーマに講演されました。倒産の危機から奇跡の復活を果たした日本一の養鶏カンパニー「大山どり」の大胆な改革、その挑戦の秘話が紹介されました。

大会宣言では、中小企業は地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠であるとして「中小企業の活性化に資する税制」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めました。



藤井国税庁長官

平成31年度税制改正スローガン

- ◆ 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を!
- ◆ 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- ◆ 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- ◆ 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!

平成31年度税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。
- (1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。
- 社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず臆より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明した。
- (1) 現在施行されている「消費税軽減税率特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもので適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておく。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。
- 「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらない。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。
- 地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を定めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度~32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

- 1. 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき

- (2) 同族会社も業績運動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

- 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

- 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

4. 法定外目的税

- 法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

- 1. 配当に対する二重課税の見直し
- 2. 電子申告

花と緑いっぱい運動・さいたま緑のトラスト募金

税を考える週間を中心に、各支部で多彩な活動

春日部法人会の「花と緑いっぱい運動」は、今年で23年目となりました。公開講演会、産業祭、市民まつりなど、様々なイベントで運動を展開しています。「いただいた種を蒔いて、今、花がいっぱい咲いています」などのお声をいただくと、活動に参加している会員からも思わず笑みが浮かびます。



講演会に花を配布

これまでの花の「種」に加え、「苗」「球根」の配布など、各支部で工夫した様々な事業を行っていますので、ぜひお立ち寄りください。今年の主なイベントは表をご参照ください。

また、会場では、「税の啓発活動」や「さいたま緑のトラスト基金への募金活動」を行っています。募金活動は、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保存していこうとする運動で、この基金により守られている保全地が県内に15か所あります。春日部法人会の管内では、山崎山の雑木林(宮代町)、小川原家屋敷林(さいたま市岩槻区)、黒浜沼(蓮田市)の3か所です。春日部法人会では、毎年、皆様からお預かりした募金を寄付し、知事から感謝状をいただいています。募金額は、昨年までの累計で400万円を超えています。



配布している種が開花

自分たちの住む街を自分たちが育てた花と緑で満たし、潤いのある街にしようとする運動にご協力をお願いします。



平成30年度緑のトラスト基金感謝状贈呈式

平成30年度花と緑いっぱい運動/税の啓発活動

支部	実施年月日	催し名及び開催場所
春日部	4/14(土)・11/4(日)	ジャズティカすかべ 中央町第4公園ほか
	6/2(土)・3(日)	袖壁エイサー ふれあいキューブ
	6/16(土)・17(日)	小学生ドッジボール大会 ウイング・ハット春日部
	8/18(土)	春日部夕涼みフェスタin公園橋
	10/13(土)・14(日)	かすかべ商工まつり 大沼運動公園
岩槻	3/10(日)	親子サイエンスショー 春日部市中央公民館
	10/14(日)	第14回 岩槻やまぶきまつり 岩槻文化公園
久喜	2/16(土)	(公社)春日部法人会岩槻支部杯ゴルフ大会/岩槻文化公園
	10/21(日)	第32回 久喜市民まつり 久喜駅前(西口)
蓮田	11/4(日)	久喜市健康食育まつり 久喜市総合文化会館
	3/31(土)	商工祭さくらまつり 元荒川河川敷公園
	8/18(土)	第29回はすだ市民まつり のくぼ通り
幸手	11/3(祝)	雅楽谷の森フェスティバル 蓮田市役所
	11/24(土)	第7回蓮田マラソン～スイーツ祭り～ 黒浜公園・蓮田松嶺高校
富代	11/11(日)	第25回 幸手市民まつり 幸手駅前通り
	10/28(日)	第29回 みやしろ産業祭 宮代町役場前 スキップ広場
白岡	5/3(木) 中止	こどもの日 鯉のぼりまつり/柴山沼駐車場
	8/4(土)	白岡まつり商工まつり/市庁舎駐車場特設会場
	11/17(土)	しらおか農業祭り 白岡味彩センター
葛藤	11/23(日)	わんぱく笑(商)店街(経トラ市)白岡駅西口周辺イベント広場
	11/3(祝)	久喜市葛藤産業祭 あやめ公園
葛宮	11/18(日)	栗橋やさしさ・ときめき祭 久喜市栗橋文化会館
	10/27(土)・28(日)	わしのみやコスモスフェスタ 葛宮総合支所
杉戸	7/14(土)・15(日)	杉戸夏まつり 日光街道
	11/3(祝)	杉戸町産業祭 アグリパークゆめすぎと
庄和	8/25(土)	庄和夏まつり 庄和総合公園
	11/4(日)	産業祭 庄和総合公園

実務セミナー 講師：(有)マスエージェンツ代表取締役 林忠司氏

春日部法人会では、企業経営に必要な様々な知識を学ぶ実務的なセミナーを開催しています。いずれの講座も会員の皆様の要望が多かった内容で、経営者の方や従業員の方など多くの参加をいただいています。

総務の基本と実務

【平成30年6月28日(木) 春日部市商工会議所会館】

目まぐるしく法や制度改正がある昨今、総務の業務は質・量ともに変化し、企業の極めて重要な部分を担っています。また、経営者を補佐し、各部門が機能しやすいようにサポートする企業経営上の重要な役割ですが、この事務を整理してじっくりと学び、自らの日常業務を見直す機会が少ないという声がありました。

こうしたご要望を反映して昨年開催しましたが、申し込みが殺到し、ニーズの高さを感じるとともに、満席でお断りすることとなってしまいました。今年度は受付人数を拡大しましたが、満員の盛況で、休憩時間には講師を取り巻き熱心に質問する姿が見られました。

1日でわかる! 経理のすべて

【平成30年7月23日(月) 春日部市商工会議所会館】

経理や簿記の知識は会社の経理担当者だけでなく、ビジネス社会の常識です。基本的な知識を含めて、経理実務の流れや決算書を理解するための事項、給与や労務管理の注意点などにまで触れて学びました。

5時間という長時間の講座でしたが、豊富な資料と話術で、充実したセミナーとなりました。



青年部会

● 公開講演会

平成30年6月30日(土)午後2時～ 春日部市民文化会館 小ホール
春日部法人会青年部会では、毎年管内の会場を巡回して公開講演会を開催しています。28年度・29年度はファミリーを対象とした講演で、渡部陽一氏・ゴロゴ松本氏をお招きしましたが、今年度は、企業経営をテーマに、マグロ大王の異名を持つ、寿司チェーン店「すしざんまい」を経営する株式会社喜代村代表取締役社長の木村清氏を講師に迎えました。

伸び続ける企業、すしざんまいの秘密を特別に教えます「マグロ大王木村清のあふれる人間愛と仕事への情熱を学ぶ」と題し、ご講演いただきました。

野田市ご出身の木村氏は、航空自衛隊から水産の世界に転じたユニークな経歴の持ち主。世界の漁場に出向き、マグロをはじめ独自のネットワークを構築した経緯、人とのかかわり方など、「商売の原点」を熱く語っていただきました。



講師：すしざんまい 木村清氏



● 会員会議

平成30年6月30日(土)午後4時～ 春日部市民文化会館 小会議室
青年部会会員会議では、平成29年度の事業並びに決算、平成30年度の事業計画並びに予算について報告しました。

● 企業交流会

平成30年6月30日(土)午後4時～ 春日部市民文化会館 中会議室
会員会議に引き続き、公開講演会に参加された青年企業家の皆さんにもご参加いただき、企業交流会を開催しました。名刺交換タイムや支部毎の活動報告など、和やかな交流会となりました。

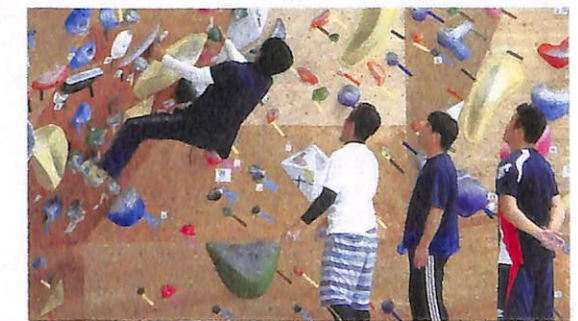
● 会員交流事業〈ボルダリング〉

9月21日(金)クライミングジム ウォルラス(久喜市鷺宮)

2020年東京オリンピックの追加種目に正式決定した今注目の「スポーツクライミング」。中でも気軽にできて達成感が味わえるのが「ボルダリング」です。

今年度の青年部会会員交流事業は、北部地区の企画で、「ボルダリング」に挑戦しました。参加者は、日頃の運動不足を嘆きながらも、楽しく目標をもって取り組めるよう工夫された20のコースに果敢にチャレンジしました。達成すると各所で拍手が沸き、互いにブルブル震える腕を見せ合いながら交流が進み、大変にぎやかなでさわやかなひと時となりました。

終了後は懇親会場に移動し、更に交流を深めました。青年部会の結束の原動力は、このような交流であることを認識した一日でした。



税務署幹部との情報交換会

8月6日(月)16:00～ 春日部税務署

春日部税務署定期人事異動後の初会合となる情報交換会が行われました。春日部税務署からは、鈴木署長、市川・上野・草川副署長など、幹部職員の皆様に出席いただき、当会正副会長(支部長)・委員長・部会長と意見交換を行いました。各支部長は、それぞれの特色ある活動や組織の現況などを説明しました。

新署長へのインタビューは、2～3ページ、法人会関連の職員のご紹介は4ページをご覧ください。



女性部会

● 現地研修 10月5日(金)リゾナーレ八ヶ岳ほか

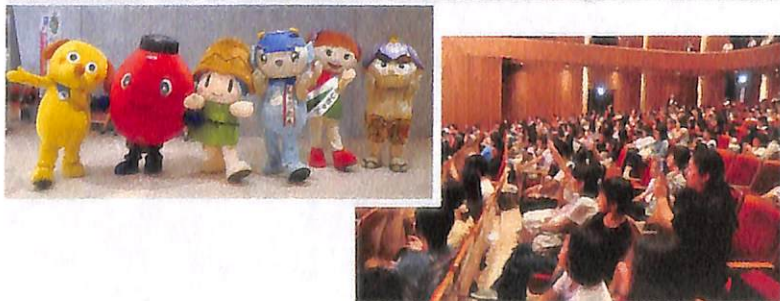
女性部会(組織委員会主管)による現地研修が開催されました。この研修は、会員相互の交流と各支部の活動状況の情報交換を目的としたもので、一日を通じ、積極的な交流が進められました。

今年の視察地は、女性人気ナンバーワンとも言われる、星野リゾートの代表的な施設「リゾナーレ八ヶ岳」。

車中では「税に関する研修」「今後の事業への対応」「各支部の創意工夫している点」などの研修・情報交換を行いました。



● 女性部会連絡協議会東部ブロック事業/ 租税教育 歌う海賊団ッ!! ファミリーコンサート 平成30年8月4日(土) 蓮田市総合文化会館ハストピア



法人会女性部会では埼玉県を東西南北4つのブロックに分け、毎年、社会貢献事業を開催しています。春日部・川口・西川口・越谷の4法人会で東部ブロックを構成していますが、今年度は春日部が幹事となり、租税教育事業として「ファミリーコンサート」を企画しました。租税教育は、「税の役割と大切さ」を学ぶことが目的です。対象が小学生と保護者であることから「モノやお金を大切に子どもを育てるために」をサブテーマにして、公共物や教育の費用は税で成り立ち、それは身近な家族や大人の負担であること、感謝の気持ちを持つと訴え、DVDや小学生の描く税に関する絵はがき作品を鑑賞しました。

出演は、全国でパパママ応援コンサートを行うエンターテイメントグループの「歌う海賊団ッ!!」。会場を埋めたファミリーは、歌って踊って、ノリノリの時間を過ごしました。

またロビーでは、さいたま緑のトラスト募金(募金額 19,975円)や法人会のマスコット(ケンタくん)・地元ゆるキャラとの触れ合いもありました。

決算期別説明会 年4回 それぞれ3会場で開催

決算法人を対象とした税務講習が、関東信越税理士会春日部支部所属税理士及び春日部税務署伊藤上席調査官を講師に開催されました。講習では、法人会が作成した『税制改正のあらまし』『わかりやすい会社の決算・申告の実務～法人税申告へのアプローチ～』をはじめ、税務署からもたくさんの資料提供がありました。

この説明会は毎年4・7・10・1月に開催されています。今回は1月です。該当する企業には税務署から案内のものが届きます。

期日	時間	会場	講師(税理士会)
7月23日	14:00～16:00	久喜総合文化会館	伊藤 允彦 先生
7月24日		春日部市民文化会館	吉田 剛 先生
7月30日		岩槻城址公民館	清水 洋介 先生
10月17日		久喜総合文化会館	伊藤 允彦 先生
10月22日		岩槻フットサル場	清水 洋介 先生
10月23日		春日部市民文化会館	吉田 剛 先生



新設法人説明会 年2回 それぞれ2会場で開催

新たに創立された法人を対象に、法人税・源泉所得税・消費税などについての説明会が開催されました。説明会では、法人会作成の「新設法人のための会社の税金ガイドブック」のほか、税務署からも多数の資料が提供されました。指導は、関東信越税理士会春日部支部所属の税理士と春日部税務署伊藤上席調査官でした。

講習終了後は、個別相談にも応じて頂きました。今回は3月です。

期日	時間	会場	講師(税理士会)
9月19日	13:30～16:00	春日部市民文化会館	成田 志織 先生
9月26日		久喜総合文化会館	松田健太郎 先生



平成30年分年末調整説明会の開催

11月20日(火)より管内5会場(全6回)で開催されます。詳細は本紙14ページをご覧ください。なお、各企業には直接資料が送付されますので、ご出席の際にはお持ちいただきますようお願いします。

税に関する資料を配布しています

法人会では、毎年改正される税情報をわかりやすくコンパクトにまとめた小冊子を毎年発行しています。法人会会員の方には、広報誌に同封して送付しています。また、このページで紹介している説明会や研修会で配布する他、支部事務局でも配布していますので、ぜひご利用ください。



中学生の 「税についての作文」 49校から6,387編の応募

国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催し、全国法人会総連合などが後援している中学生の「税についての作文」募集が行われました。

この事業は、全国の中学校で取り組まれ、今年で52回目となります。春日部法人会では、租税教室同様、中学生の時期に税について考えることは意義あるものと捉え、積極的に協力し、推進してきました。

毎年、全国では約7,500校、60万を超える応募がありますが、今年度、春日部税務署管内の中学校では、49校6,387編の応募があり、9月13日、春日部税務署において地区審査会が行われました。

近年、学校では、授業で税の役割や大切さを知る租税教室が行われています。(平成29年度春日部税務署管内の実施率 小学校94.8% 中学校24.6%)

作文には、「租税教室を受けて税のイメージが変わった」などの文が多数見られました。また、学校生活や公共サービスと税の関わり、税(消費税)の使途、社会生活と税、納税者となった時の心構えなど、中学生の視点でとらえた税についての考え・思いがしっかりと述べられていました。

優秀作品は、更に県審査・全国審査に進みます。1月発行の広報誌では審査結果と優秀作品を紹介します。



小中学生の税についての考えや思いに触れる...

入選作品は、次号より本誌に掲載します。また、「税を考える週間公開講座(今年度は11月13日午後3時から春日部市民文化会館)」では、直接朗読していただきます。

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の作品と合わせて、小中学生の作品に触れる機会です。ぜひご覧いただき思いを受け止めてください。

協力優秀校へ法人会支部長賞

今年度も作品募集にご協力いただきありがとうございました。入賞者には、内閣総理大臣賞・総務大臣賞・財務大臣賞・文部科学大臣賞ほかの賞状と副賞が贈呈されますが、春日部法人会各支部でも、特に募集に功績のあった下記の学校に、支部長賞を贈呈します。

春日部	春日部市立谷原中学校
岩槻	さいたま市立桜山中学校
久喜	久喜市立久喜東中学校
蓮田	蓮田市立蓮田南中学校
幸手	幸手市立東中学校
宮代	宮代町立須賀中学校
白岡	白岡市立南中学校
菖蒲	久喜市立菖蒲南中学校
栗橋	久喜市立栗橋東中学校
鷲宮	久喜市立鷲宮中学校
杉戸	杉戸町立杉戸中学校
庄和	春日部市立江戸川中学校

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめぐるもの団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

法人会のキャッチフレーズ

～ 全国法人会総連合 ～

福利厚生制度推進連絡協議会

6月5日(木)16:00～ 魚庄(蓮田市)

法人会の福利厚生制度は、「会員企業を守りたい」という法人会の強い思いから昭和46年に誕生した経営者大型保障制度など様々な保険制度があります。

経営者の不測の事態や企業が災害に遭うなどのリスクに備えることにより、経営を安定させ、社員の福利厚生の充実にもつながるこれらの制度の現況を学び、どう広めていくのかを協議するため、福利厚生制度推進連絡協議会を開催しました。協議会には、本会役員その他、提携生損保会社の幹部や春日部支部担当の推進員・代理店の方々も出席して意見交換を行いました。

特に今回の会議では、「保険と税」「役員の経験談」などの実例をお話いただきました。また、保険の推進員

は国家資格を有する専門家であるので身近な相談役とすることや福利厚生制度ならではの利点があることを確認しました。



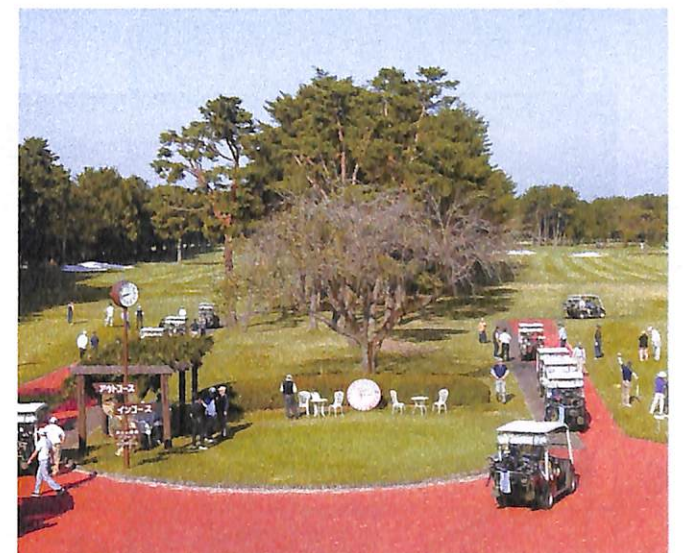
第8回 会員交流ゴルフ大会

10月18日(木)フレンドシップカントリークラブ

会員相互の交流と新規会員勧誘を目的に開催しているゴルフ大会。8回目となる今回からコースも変更となり、初めて参加されるというメンバーも含めて、119名の参加で秋晴れの天候に恵まれ盛大に開催されました。

競技後のパーティーでは、支部や業種を超えた法人会ならではの交流がにぎやかに進められました。表彰式で提供される各支部や関係会社の特色ある賞品(副賞)は法人会ならではのもので、紹介されるたびに歓声が上がりました。

税の啓発活動や社会貢献活動と共に、会員相互の交流・親睦の機会は、広域で様々な業種の方々が会員である法人会ならではの活動です。新春には賀詞交歓会も開催されます。ぜひお誘いあわせの上ご参加ください。



県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、お近くの金融機関等で忘れずに納めてください。納付書を紛失された場合には再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。

個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続きは、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続きに2か月程度要するため、これから手続きをしていただくと、平成31年度からのご利用となります。

個人事業税について、詳しくはお近くの県税事務所又は県税務課(TEL 048-830-2664 FAX 048-830-4737)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。



税務署だより

平成30年分年末調整説明会
消費税軽減税率制度説明会のご案内

給与所得者に係る年末調整説明会を下記の日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明いたしますので、ご出席の際にはお持ちいただきますようお願いいたします。

また、平成31年(2019年)10月から実施される「消費税の軽減税率制度」等の説明会も併せて開催しておりますので、是非ご参加ください。



記

開催日	開催場所	開催時間	
		年末調整	軽減税率制度
11月20日(火)	春日部市中央公民館 春日部市粕壁6918番地1	10:00~12:00 14:00~16:00	13:00~13:30
11月21日(水)	久喜総合文化会館 小ホール 久喜市下早見140番地	13:20~15:20	15:30~16:00
11月27日(火)	幸手市保健福祉総合センター(ウェルス幸手) 幸手市大字天神島1030-1	13:20~15:20	15:30~16:00
11月28日(水)	岩槻駅東口コミュニティセンター(ワッツルームA・B) さいたま市岩槻区本町3丁目1-1	13:20~15:20	15:30~16:00
11月29日(木)	蓮田市総合文化会館 ハストピア 蓮田市大字閩戸2343番地2	13:20~15:20	15:30~16:00

※ 上記開催場所のうち、ご都合のよい会場にお越しください。

※ 駐車場が無い会場もありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※ 春日部会場において説明する年末調整説明会の内容は、午前、午後とも同じです。

《説明会についてのお問合せ先》

春日部税務署 代表電話番号 Tel 048-733-2111

法人課税第1部門(軽減税率制度)

法人課税第2部門(年末調整説明会)

※ 自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。

国税に関するご相談・ご質問は

電話にてお問い合わせください!

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でのご案内しております。

相談内容に応じて、番号を選択してください。

国税に関する
ご相談・ご質問

「1」を選択

消費税の軽減税率
制度に関する
ご相談・ご質問

「3」を選択

【電話相談センター】

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。

- 「1」…所得税
- 「2」…源泉所得税・年末調整
- 「3」…相続税・贈与税・譲渡所得
- 「4」…法人税
- 「5」…消費税・印紙税
- 「6」…そのほかのご相談

消費税の軽減
税率制度に関
する専用窓口

春日部税務署 (Tel 048-733-2111)

※ 事前予約は、自動音声案内で「2」の番号を選択

- ◎ 国税に関する質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。
- ◎ スマートフォンからもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索



左記のサイトは
上のコードからも
ご覧いただけます

(H30.7)

支部自慢



さっちゃん
幸手市
マスコット
キャラクター

幸手支部

SATTE

所管市町名	幸手市
人口	51,482人 (H30.10.1)
世帯数	22,654世帯 (H30.10.1)
支部長	幸島 幸一 (H29~)
所管法人数	722社 (H30.6.30)
会員数	312社 (H30.6.30)
加入率	43.2% (H30.6.30)

● 支部の主な活動

▶ 夏まつり事業

300年を超える歴史と伝統を誇る八坂の夏祭り。毎年、祭りを担う10町内と神社に御神酒と湯呑茶碗(昨年までは豆絞りの手拭)を寄贈しまつりの支援を行っています。今年度は山車の競演に使われるトロフィーを寄贈しました。

▶ 幸手市民まつり

毎年開催される「幸手市民まつり」において「税の啓発」「花と緑いっぱい運動」を展開し、法人会のアピールを行っております。

▶ 青年部・女性部活動

青年部会では、小学生を対象にしたマネー教室や著名人によるセミナーを開催しています。女性部会では、毎年県外研修会や公開講演会への参加者に対し「花の苗」を配布しています。

● 所管区域(幸手市)のこと

古くは日光街道と御成街道が合流する宿場町として栄え、全国的に有名な桜の名所「権現堂堤」は、約1キロにわたり約1000本の桜並木と菜の花のコントラストが見事。今では紫陽花や曼珠沙華、水仙も加わり、季節ごとに楽しみのある幸手の代表的な風景となっています。平成27年3月に開通した圏央道幸手ICの東側では、幸手中央地区産業団地の工事が進んでおり、物流・輸送の拠点として注目されています。平成31年3月には新しい幸手駅舎が完成し、西口広場も開設します。西口の土地区画整理事業と合わせて、駅周辺の開発が期待されます。



圏央道と産業団地



工事が進む幸手駅舎と西口広場



夏まつり事業



幸手市民まつり



女性部会県外研修会

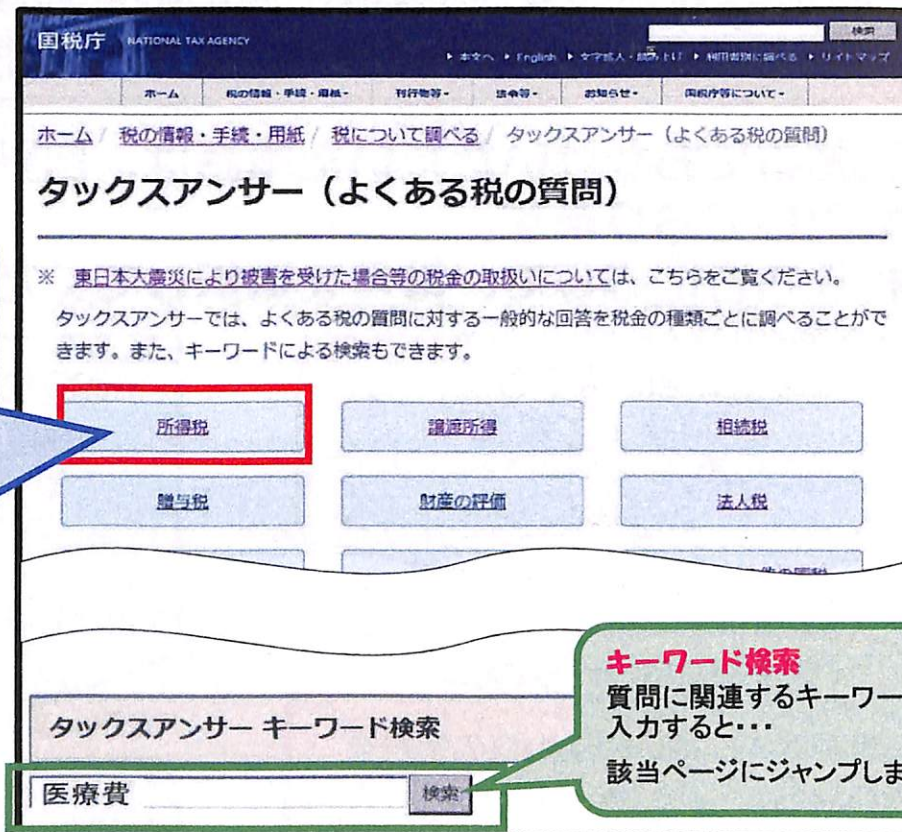


青年部会公開講演会

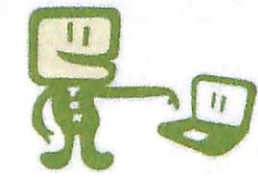
国税庁ホームページ

「タックスアンサー」をご利用ください!

- 税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談コーナーです。
- 税の質問に対する回答を「税の種類」や「キーワード検索」で調べられます。



① 医療費控除の対象となる医療費は? 調べてみよう! 「所得税」をクリック



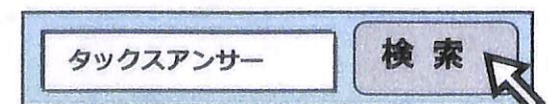
キーワード検索 質問に関連するキーワードを入力すると... 該当ページにジャンプします

<p>所得税</p> <p>※ 東日本大震災による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦と税金 ・ 給与所得者と還付 ・ マイホームの取得や増改築などしたとき ・ 医療費を支払ったとき ・ 高附をしたとき ・ 給与所得者と確定申告 	<p>医療費を支払ったとき</p> <p>医療費を支払ったとき(医療費控除)</p> <p>医療費控除の対象となる医療費</p> <p>医療費控除の対象となる出産費用の具体例</p> <p>医療費控除の対象となる介護保険制度下での</p> <p>医療費控除の対象となる入院費用の具体例</p>
--	--

② 調べたい質問をクリック

③ 調べたい質問をクリック 回答が表示されます

- ◎ 検索サイトで「タックスアンサー」と検索してください。
- ◎ スマートフォンからもご利用できます。



左記のサイトは上のコードからもご覧になれます

春日部支部

夕涼みフェスタ in 公園橋
H30年8月18日(土)



親子マネー講座 H30年8月25日(土)



五者懇談会
H30年9月5日(水)



伝統工芸 押絵羽子板教室
H30年9月28日(金)



かすかべ商工まつり
H30年10月13日(土)・14日(日)

岩槻支部



青年部会 青年のつどい
H30年6月21日(木)



女性部会視察研修 浅草散策
H30年7月19日(木)



親子セミナー「めざせ!! お金の達人」
H30年9月1日(土)



五者懇談会
H30年10月4日(木)



第14回 やまぶきまつり
H30年10月14日(日)

栗橋支部



会員のつどい
講演:「人生100年時代の金融・その他」
講師:川口信用金庫 栗橋支店 支店長 中里 浩章
H30年9月1日(土)

久喜支部



りそなキッズマネーアカデミー
H30年7月24日(火)



組織強化活動に係る懇親会
H30年10月5日(金)

蓮田支部



はすだ市民まつり
H30年8月18日(土)

幸手支部



りそなキッズマネーアカデミー
H30年8月3日(金)



夏まつり
H30年7月14日(土)・15日(日)

菫蒲支部



パンブース:ゲーム形式で街中を散策し
手作りうどんを食べる「会員会議・懇親会」
H30年8月26日(日)

杉戸支部



流灯まつり 灯ろう制作
H30年6月22日~7月19日(6日間)



流灯まつり
H30年8月4日(土)・5日(日)

庄和支部



女性部会 ホテル観賞会
H30年7月6日(金)



杉戸夏まつり
H30年7月14日(土)・15日(日)



工業部会との合同研修会
H30年8月23日(木)



庄和夏まつり
H30年8月25日(土)



想いを繋ぐ!!

白岡支部

有限会社そば処更科
東川 勲



家業を継いで早16年になります。子供の頃に思い描いていた将来の夢。それは、「絶対に蕎麦屋以外になる!!」でした。皆さん初めまして。私は白岡市に根差し、創業以来たくさんのお客様に支えられてきた街の蕎麦屋の二代目店主です。大学を卒業後、アパレル会社に就職の長男でありながら悠々自適に過ごしてきたある日、突然、父親から連絡が来ました。「店を閉めようと思う。」店を継いでいた次男、三男が辞めてしまい、他に跡継ぎがいなかったからでした。あんなに嫌だったお蕎麦屋さん。一緒に出掛けた記憶もなく、学校行事に来てもらった事もほとんどありませんでした。寂し

かったし、とても嫌でした。しかし、その時は、不思議な感情で即答したのを覚えています。「俺が継ぐ!!」と。今思えば、人生すべてが蕎麦屋であり、家族の思い出。そして、蕎麦屋を継ぐ宿命だったと思います。調理学校で学んだこともなく、修行もしていない私。地元を離れて15年。同級生も含めて知り合いは1人もいませんでした。「このままじゃいけない」と思い、法人会をはじめ、商工会や料飲組合、消防団等、地元に関わった活動を積極的に参加。自分を知ってもらう為には、まず地元白岡市を知ることからはじめました。

1度きりの人生。家業はもちろん、生まれ育った白岡市の「まちづくり」を恩返しだと思い、これからは後悔することなく、頑張っていきます。未来の子供達にバトンを繋ぐために...

しらか
更科

有限会社そば処更科
住所: 白岡市小久喜1188-9
電話: 0480-92-7191

あきらめない気持ち

鷺宮支部

株式会社渡邊興業
渡邊 真



私の家業は、清掃業と廃棄物収集運搬業を営んでおります。祖父の代から始まったこの生業も間もなく60年を迎えようとしております。これも一重に地域の皆様に支えられて今日があるのだと感謝しております。私は、16年前に家業に戻ってきました。それまでは、千葉のゴルフ場で働きながらプロゴルファーを目指し、充実した日々を過ごしていました。悔しい思いや、楽しかった日々がつい昨日のことに思い出されます。その中で、一つ得られたものがありました。それは、『あきらめない気持ち』です。いつも、ダメだとあきらめたとき、その何もかもが中途半端になり後悔することが多々ありました。

そんな私でもプロテストを受けるチャンスももらい、試合に向けて意気込み、当日を迎えました。プレーをしていく中で、予選を通過できない状況だと分かると、なんだか馬鹿らしく投げやりになりかけましたが、最後まで一打一打を大切に、良い意味で開き直り、プレーを終えることができ、人生で初めて後悔をしないゴルフができました。結果として、プロゴルファーになれないのですが、あきらめずにやり遂げると、何とも言えない清々しい気持ちになれたのです。

これは、ゴルフでしたが、仕事でも同じことがいえると思います。難しいことから目を背けることは簡単です。難題だからこそ、正面から対峙し最後まであきらめずにやりきることが社業の発展や地域貢献に繋がるのだと私は確信しております。

これからも、先人の教えに学びつつ、地域発展の一助となる会社づくりに励んでいきます。

株式会社渡邊興業
住所: 久喜市八甫2525 電話: 0480-58-2525

お詫びと訂正

前号175号「想うがまま」久喜支部・尾崎彰吾さんの記事、1~2行目「私は、不動産業界で会社員として1年…」となっていますが、「12年」の誤りでした。お詫びし訂正させていただきます。

新入会員ご紹介

(平成30年6月~平成30年9月新入会)

◎岩槻支部	有限会社エスバック北関東	さいたま市岩槻区諏訪4-7-16	電気設備工事業
	株式会社アサヒ企画	さいたま市岩槻区浮谷2480-2	製造卸売業
	株式会社後藤建設	さいたま市岩槻区平林寺454-1	建設業
	株式会社ビュクス	さいたま市岩槻区仲町1-4-9-1	ハウスクリーニング業
◎久喜支部	税理士法人レヴ・ナス 岩槻事務所	さいたま市岩槻区諏訪2-3-29	税理士業
	有限会社秋王エンジニアリング	久喜市桜田1-23-9	機械メンテナンス
	株式会社アクサス	久喜市吉羽181-9	管工事業
	医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見418-1	医業
◎宮代支部	配食のふれ愛 久喜本店	幸手市幸手4775-10	配食サービス
	株式会社Jファーム	塩谷郡高根沢町光陽台5-7-14	造園業
◎幸手支部	株式会社IM創建	幸手市天神島293-3	リフォーム業
	有限会社プロトス	幸手市千塚408-7	建築設計・企画デザイン業務・出版物企画編集発行販売
◎春日部支部	アローズ・インテリア株式会社	春日部市小沢446-1 セフィアオオツカC-103	内装工事業
	株式会社N.S.トレーディング	春日部市樋竜995-1	リサイクル業
	株式会社オメガコーポレーション	春日部市大沼4-75-171	自動車販売及び輸出入
	株式会社菊地工業	春日部市本町1-86-4	外構設備
	有限会社クレストハウジング	春日部市梅田本町2-17-1	不動産業
	有限会社KSS	春日部市赤沼741-10	設備工事業
	株式会社サイコン工業	春日部市豊野町2-8-2	コンクリート二次製品製造・販売業
	株式会社埼玉管工	春日部市備後西3-6-41	配管設備
	有限会社サプライ	春日部市梅田本町1-10-36	土木建設業
	住宅比較株式会社	春日部市中央5-10-16 ハイツ春日部105	不動産業
	チャンス	杉戸町本郷671-1	バイク販売
	ナカノホーム株式会社	春日部市永沼1951-6	建設業
	中富士重機株式会社	春日部市栄町1-384	建築工事業
	中村秀行税理士事務所	春日部市上笠田577-1 エトワール雅306号室	税理士事務所
	株式会社ブライトフューチャー研究所	春日部市増田新田429-77	福祉サービス
	株式会社信商事	春日部市中央1-52-2-103	飲食 国際貿易
	ライン工業	春日部市大場661-3	機械工具販売
	株式会社ワタベ	春日部市栄町3-38-1	設備業
	◎庄和支部	有限会社アールシーオートサービス	春日部市西宝珠花490-1-102
Grat		春日部市緑町4-10-6 キャプテン塚田201	内装・清掃業
水野玩具店		春日部市大倉496-23	玩具・駄菓子小売
株式会社リノベーション		春日部市金崎659-1	小売業
◎菖蒲支部	昭和軽金属製造株式会社	久喜市菖蒲町昭和沼23	アルミニウム鋳造業
	有限会社高伸工芸	杉戸町高野台南3-1-6-311B	製造業
◎白岡支部	エス・ネット物流事業協同組合	白岡市太田新井256-2	事業協同組合
	株式会社秀建	さいたま市見沼区御蔵426	建設業
◎蓮田支部	Design Garden株式会社	北足立郡伊奈町栄3-16-1	建設業
	有限会社原島商会	北足立郡伊奈町小室1379-1	フォークリフト及び自動車の修理・販売
	有限会社平山設備	蓮田市西城3-194-2	管工事
	松宮工材株式会社	蓮田市井沼675-17	卸売業
◎鷺宮支部	宮崎塗工株式会社	蓮田市蓮田5-231	塗装工事
	株式会社東鐘	久喜市鷺宮中央1-3-1	不動産業・小売業

《会員増強運動展開中》会員をご紹介ください

9月~12月は会員増強特別強化月間

法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

春日部税務署管内には約11,500の法人がありますが、このうち37%の4,200社の企業経営者が会員です。

春日部税務署の協力団体として、税に関する様々な資料の提供や直接税務署の担当官を講師に迎えた説明会や研修会、著名人の講演会、小学生の税に関する絵はがきコンクール、中学校の税の作文コンクールなどを行っています。

最近では、企業経営を支援する「経理」や「総務」に関する実務的な

セミナーが定員を超える好評をいただいています。また、交流ゴルフ大会や質疑交歓会など、異業種交流の機会もあり、地域の人脈が広がることも法人会の大きなメリットです。交流から、提携先の拡大やコラボによる新たな業務への発展などもあるようです。

「社会貢献活動」と「会員企業の為の事業」の二つの面から活動している公益法人です。お近くの企業の方でまだ会員でない方がいらっしゃいましたら是非参加をご案内ください。法人会に関する資料や入会案内はお近くの各地区商工会にあります法人会支部事務局又は春日部法人会事務局にお願いします。

法人会の会員サービス

○詳しくは下記提携先または所属法人会事務局へお問い合わせください。

平成30年9月12日現在

サービス内容	提携先	優遇概略(金額概算)	
インターネット バンキング	初年度手数料無料 または減免	埼玉りそな銀行 ・りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料:月額5,400円を初年度半年間2,700円に50%減免(計16,200円減免) ・りそなビジネスダイレクト(Mini) 基本手数料:月額2,160円を初年度半年間全額免除(計12,960円免除)	
		武蔵野銀行 ・むさしのビジネスダイレクト 契約手数料:5,400円、手数料:月額3,240円を初年度全額免除 例:TYPEⅢ(計44,280円免除)	
		埼玉縣信用金庫 ・さいしんダイレクトビジネス 基本利用料:月額2,160円を初年度全額免除(計25,920円免除)	
		川口信用金庫 ・法人向けインターネットバンキング 基本手数料:月額3,240円を初年度全額免除(計38,880円免除)	
		青木信用金庫 ・新インターネットバンキング(法人) 基本手数料:月額1,080円を初年度全額免除(計12,960円免除)	
		飯能信用金庫 ・はんしんWeb-FBサービス 基本手数料:月額1,080円を初年度全額免除(計12,960円免除)	
法人会 サポートローン	各種手数料等免除 または金利優遇	埼玉りそな銀行 ・りそなビジネスローン「保証革命」、「埼玉倶楽部」 事務取扱手数料10,800円免除	
		武蔵野銀行 ・むさしの「企業力」 金利0.2%優遇	
		埼玉縣信用金庫 ・会員サポートローン「元気力」 財務診断表を無料作成	
遺言信託	取扱手数料優遇 または 提携信託紹介	埼玉りそな銀行 ・契約時の取扱手数料15%割引(りそな銀行代理店) 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします	
		武蔵野銀行 ・千葉銀行と提携 遺言作成時の不安を解消する、遺言作成サポートサービスがあります	
		埼玉縣信用金庫 ・(株)山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします	
		川口信用金庫 ・ほかから信託(株)と提携 契約時の取扱手数料15%割引	
企業情報・格付情報 照会サービス	企業間における 信用リスク調査を 低料金で提供	AGS株式会社	・企業情報+格付け情報を2,000円(税別)で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始
PET検診	がんPET検診 料金1割引	国立がん研究 センター	・1人当たり検診料金1割引 サービスの対象は会員企業の代表者とその配偶者及び従業員とその配偶者

厚生だより

自社株の納税猶予制度とリスクマネジメント

経営者に万一の場合の事業承継は、急であればあるほど事態は深刻にならざるを得ず、そのための事業承継対策の検討が求められます。何故ならば経営者は会社そのものであり、経営者に万一の場合、会社の存続だけでなく、自身の家族を含め従業員の家族、全てのステークホルダーの不幸に繋がるからです。

特に課題は株の移転です。相続時や贈与時の株に対する税負担が大きな障壁となるのです。

例えば、会社業績を伸ばすために、社長陣頭指揮のもと10年間必死で頑張ってきたとしましょう。確かに業績は伸び、従業員の待遇も改善し見事な結果を得られました。しかし業績は伸びたもののその苦労が社長の身体に重くのしかかり、社長の身に思いもよらないことが。急な出来事なので準備も充分にできていなかったため、株の移転で後継者に大きな税負担が押し寄せることに。こういったことはよく見る光景です。起きがちな事例です。

自社株の移転対策として10年前にスタートしたのが「自社株の納税猶予制度」ですが、今年の税制改正で大きく前進しました。10年間の期間限定ではありませんが、この制度を使えば、株の移転に対する税負担は大きく軽減できますので一度は検討すべきでしょう。ただ、自社株の納税猶予制度は、将来的に免除も想定できるものの、制度の諸条件をクリア出来ない場合、猶予取り消しという事態になる場合もあるので注意が

必要です。

例えば、納税猶予がスタートし、5年間の諸条件をクリアしたとしてもその後も継続要件は求められます。もしクリアできなければ、その時点での猶予税額の全部若しくは一部納付が必要になるのです。つまり、そのリスクはゼロではないということです。

もし条件がクリアできなかった場合にどうするか、それは「もし万一の場合にどうするか」という生命保険の考え方と一致します。つまり自社株の納税猶予制度を「保険する」何らかの準備をしておく必要があるのです。

自社株の納税猶予制度は、国の制度として今後普及していくものと思われていますが、「自社株を後継者に集中した場合の遺産分割争いへの対応はどうか」「他の相続人の立場はどうか」「制度を使った場合の残される課題は何か」など、制度活用の重要な部分を見落とさない研究を深めることをお勧めします。

著者プロフィール: 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG損害保険株式会社」「アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371

AIG損害保険株式会社 埼玉エリア統括部 越谷支店……………電話 048-987-2731

アメリカンファミリー生命保険会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861

AIG損害保険と富士火災海上保険は、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になりました。

小中学生も **税** について学んでいます

● 租税教育とは

国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割の理解を進める取り組みです。小学校では主に6年生、中学校では3年生の授業で取り上げます。

春日部税務署管内の小学校では94.8%、中学校では24.6%で取り組まれています。



● 法人会の取り組み

- 小学校に教材の提供
- 税についての作文コンクール (中学生)

主催：納税貯蓄組合連合会

後援：国税庁、全国法人会総連合など

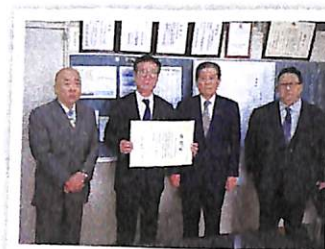
春日部税務署管内では、平成30年度49校6,387編の応募がありました。

春日部法人会では、会長賞及び支部長賞（優秀協力校）の贈呈、優秀作品の発表などを行っています。



- 税に関する絵はがきコンクール (小学生)

法人会女性部会事業として全国で取り組まれている事業。春日部法人会では、今年度第4回。優秀作品の表彰。作品集の作成。平成29年度40校1,927名の応募がありました。



- 親子マネー講座

独自プログラムで学ぶ講座。運営や教材の工夫で大人気。春日部・岩槻支部の取り組みが、拡大しています。



税を考える週間

毎年：平成30年11月11日～17日

今年のテーマは「暮らしを支える税」

国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報聴取施策を実施しています。

期間中、全国で様々な記念事業が開催されますが、春日部法人会では以下の事業を行います。いずれも公開事業ですのでぜひご参加ください。

詳細は法人会ホームページをご覧ください。

- ◆ 11月10日(土)～16日(金) 租税教育の成果展示 イオンモール春日部
- ◆ 11月13日(火) 午後3時～ 春日部市民文化会館 大会議室

税を考える週間公開講座

- 春日部税務署長講演
- 租税教育成果発表／税についての作文朗読、税の標語及び絵はがきコンクール優秀作品紹介